

特別国際種事業者への象牙取引に関するアンケート 報 告 書

令和3年10月

東京都 政策企画局

政策調整部政策調整課

目 次

1. 調査概要.....	1
1) 目的.....	1
2) 調査の対象.....	1
3) 回収率.....	1
4) 実施概要.....	2
5) 集計方法.....	3
6) 報告書利用上の留意点.....	3
7) 象牙製品の種別について.....	4
2. 調査結果	
1) 事業内容の状況について.....	5
1-1 現在の主な業態.....	5
1-2 製造業・卸売業・小売業の場合の主な取扱商品.....	6
1-3 象牙製品等の取扱いの有無.....	6
1-4 象牙製品等の製造・加工の有無.....	7
1-5 象牙製品等の卸売・小売の有無.....	7
1-6 象牙製品等の年間売上金額.....	8
1-7 インターネットによる象牙製品等の販売.....	9
2) 象牙製品等の購入希望者（客）数について.....	10
2-1 象牙製品等の購入希望者（客）の10年前との比較.....	10
2-2 象牙製品等の購入希望者（客）の 新型コロナウイルス感染拡大の前（2年前）との比較.....	10
3) 東京都からの要請を受けての象牙製品等の販売について.....	11
3-1 東京都からの要請を受けた後の象牙製品等の購入希望者の有無.....	11
3-2 東京都からの要請を受けての販売の状況について.....	11
3-3 購入希望者（客）の反応について.....	13
3-4 確認書様式使用による販売側の負担感の有無.....	14
3-5 今回の期間中の外国人への販売(実績がない場合は今後の販売予定)の有無.....	14
3-6 外国人へ販売した方、又は販売を行うつもりのある方のその際の対応.....	15
3-7 都が送付したポスター・リーフレット・卓上ポップの活用の有無.....	15
3-8 象牙品等の海外持出原則禁止の認識の有無.....	16
3-9 今回の東京都の取組に対する意見.....	16
4) 自由意見.....	18
3. (参考資料) アンケート調査票.....	22

1. 調査概要

1) 目的

東京都では、世界の注目が東京に集まり、東京の象牙取引に対しても世界から注視される機会となる東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせ、都内の象牙取扱事業者に対し、象牙製品等の違法な海外持出を防止するための協力を要請した。

その実施状況等を把握し、今後の象牙取引の一層の適正化に向けた検討に生かしていくため、象牙取扱事業者の取組状況等に関するアンケートを実施したものである。

2) 調査の対象

一般財団法人自然環境研究センターのホームページ内に公表されている『特別国際種事業者登録簿』（2021年8月1日時点）に記載のある特別国際種事業者（更新審査中を除く）について、施設の所在地が都内である 1,175 件抽出した。その中で要請文を送付した際に未着となった 16 件を除外して、1,159 件の事業者宛にアンケート調査票の送付を行った。

1,159 件の送付のうち、8 件は住所不明等により未着であり、今回の調査対象は 1,151 件となる。

3) 回収率

発送数 (a)	1,159
未着数 (b)	8
有効配布数 (a-b)	1,151
有効回収数 (c)	675
有効回答率 (c÷(a-b))	58.6%

区部、市町村部の回収率は以下のとおりである。回収数675件中、区部は554件で全体の82.1%、市町村部は82件で全体の12.1%を占める。

	回収数 (件)	割合 (%)	発送数 (参考)
区部	554	82.1%	1,001
市町村部	82	12.1%	158
不明	39	5.8%	
合計	675	100.0%	1,159

4) 実施概要

調査期間	令和3年9月6日～令和3年9月17日
調査形式	アンケート調査
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収、WEB回答

回収方法の内訳は、郵送による回収が572件、WEBによる回答が103件であった。

5) 集計方法

- 本報告書では、回答すべき箇所が回答されていないものは「無効・無回答」として扱う。
- 本報告書では「無効・無回答」を集計に含めていない。したがって構成比は「有効回答数」母数にした数値で算出している。
- 複数回答のため回答数の合計と回答者数が一致しない項目がある。

6) 報告書利用上の留意点

- 項目ごとの記載については、項目名、単純集計の分析、単純集計のグラフの掲載の順となっている。
- 回答者数については、項目ごとに異なる。
- 自由記述欄については、類似の意見を省くなどして意見を抜粋し、誤字の修正や「である」調にするなど一部の表現を修正して掲載している。

7) 象牙製品の種別について

本報告書における象牙製品の種別については、以下のとおりとする。

●象牙製品の種別一覧

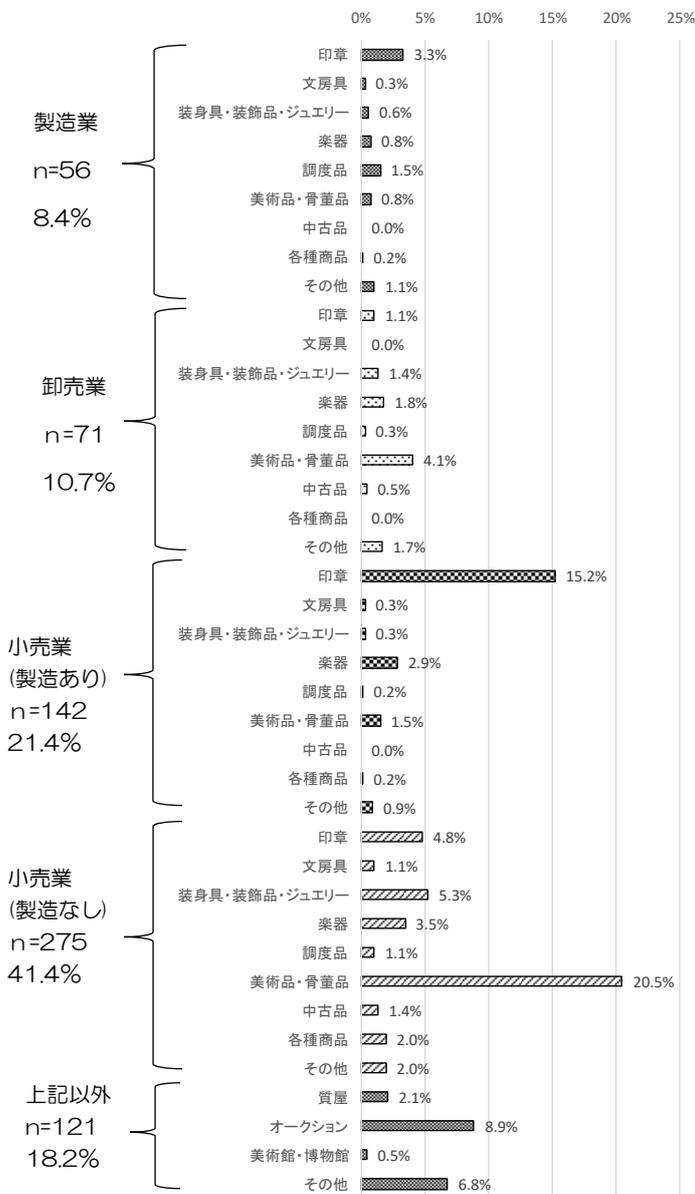
種 別	製 品 の 例
印章	印鑑、印章、印材等
調度品	置物、根付、香炉等
装身具	ネックレス、ネックレス玉、イヤリング、ブローチ、ループタイ、帯留等
楽器	撥、糸巻、琴柱、琴爪、鍵盤等
室内娯楽用具	サイコロ、麻雀パイ、ビリヤード玉、ビリヤードキュー等
食卓用具	箸、楊枝、箸置き、ナイフ、フォーク等
文房具	ペーパーナイフ、算盤、万年筆、筆等
喫煙具	パイプ、ライター、煙草入れ等
仏具	数珠、念珠玉等
茶道具	なつめ、茶杓、茶筒、茶入れ等
日用雑貨	靴べら、軸先、ふうちん、耳かき、紐根付、キーホルダー等

2. 調査結果

1) 事業の状況について

1-1 現在の主な業態

回答事業者の現在の主な業態は、製造業が8.4%、卸売業が10.7%、小売業（製造して同じ場で小売り）が21.4%、小売業（製造なし）が41.4%、それ以外が18.2%となった。その中の分類をみると、製造業、小売業（製造あり）では「印章」が最も多く、卸売業、小売業（製造なし）では「美術品・骨董品」が最も多かった。



分類	件数	%
製造業	56	8.4%
卸売業	71	10.7%
小売業 (製造あり)	142	21.4%
小売業 (製造なし)	275	41.4%
上記以外	121	18.2%
合計	665	100.0%
無回答合計	10	

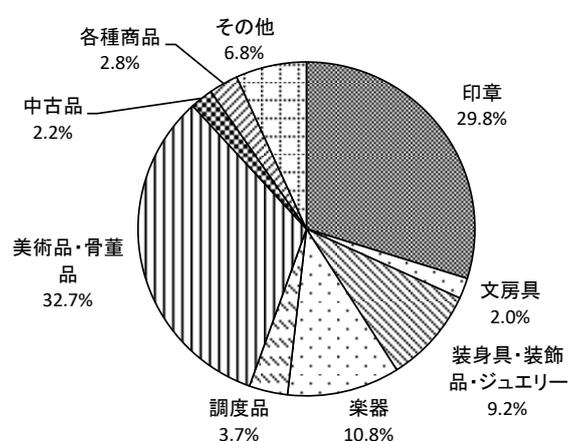
図表 2-1 事業者の主な業態別の割合 (n=665)

「その他」の記述内容をみると、製造業では、「製品パーツ」や「工具」などがあつた。卸売業では、「研究用試薬」や「漆器」があつた。小売業の製造ありでは「印刷物」や「ゴム印」が、製造なしでは「茶道具」や「喫煙具」があつた。上記以外の「その他」には、「買取店」や「絵画、書跡等文化財修理」などがあつた。

1-2 製造業・卸売業・小売業の場合の主な取扱商品

製造業・卸売業・小売業の場合の主な取扱商品については、「美術品」が32.7%、次いで「印章」が29.8%となつた。

	件数	%
印章	162	29.8%
文房具	11	2.0%
装身具・装飾品・ジュエリー	50	9.2%
楽器	59	10.8%
調度品	20	3.7%
美術品・骨董品	178	32.7%
中古品	12	2.2%
各種商品	15	2.8%
その他	37	6.8%
合計	544	100.0%
無回答	3	

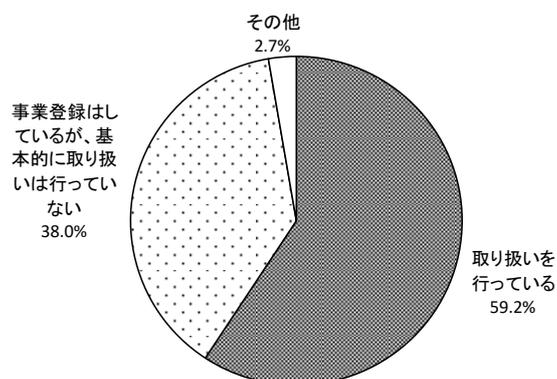


図表 2-2 製造業・卸売業・小売業の場合の主な取扱商品 (n=544)

1-3 象牙製品等の取扱いの有無

現在の象牙製品等の取扱いについては、「取扱っている」が59.2%、「取扱っていない」が38.0%と、全体の6割近くは取扱いを行っていた。

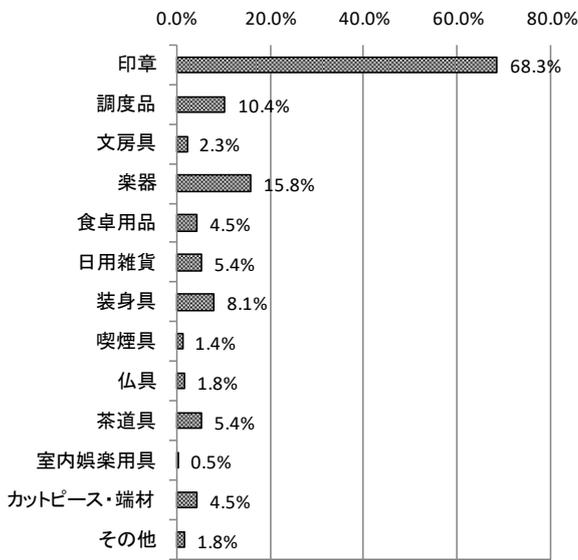
	件数	%
取扱いを行っている	394	59.2%
事業登録はしているが、基本的に取扱いは行っていない	253	38.0%
その他	18	2.7%
合計	665	100.0%
無回答	10	



図表 2-3 象牙製品等の取扱いの有無 (n=665)

1-4 象牙製品等の製造・加工の有無

象牙製品等の製造・加工を行っている事業者が最も多く取り扱っているものは「印章」で68.3%、次いで「楽器」が15.8%、「調度品」が10.4%となった。「その他」の記述内容をみると、掛け軸の軸先との回答があった。



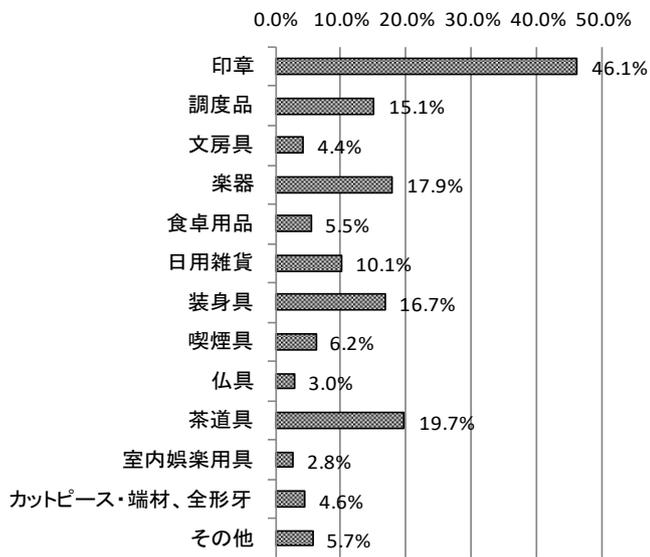
	件数	%
印章	151	68.3%
調度品	23	10.4%
文房具	5	2.3%
楽器	35	15.8%
食卓用品	10	4.5%
日用雑貨	12	5.4%
装身具	18	8.1%
喫煙具	3	1.4%
仏具	4	1.8%
茶道具	12	5.4%
室内娯楽用具	1	0.5%
カットピース・端材	10	4.5%
その他	4	1.8%
行っていない	411	

(無回答=43、有効回答=221 複数回答可)

図表 2-4 象牙製品等の製造・加工の有無 (n=221 複数回答可)

1-5 象牙製品等の卸売・小売の有無

象牙製品等の卸売・小売を行っている事業者で、最も多く取り扱っているものは「印章」で46.1%、次いで「茶道具」が19.7%、「楽器」が17.9%となった。「その他」と回答した記述内容をみると、骨董品、掛け軸の軸先、箸などの意見があった。



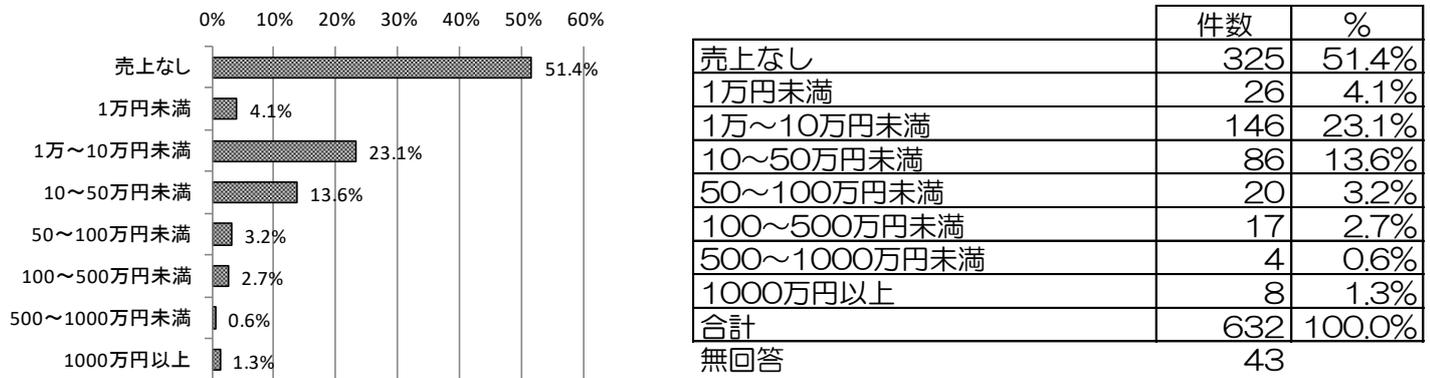
	件数	%
印章	201	46.1%
調度品	66	15.1%
文房具	19	4.4%
楽器	78	17.9%
食卓用品	24	5.5%
日用雑貨	44	10.1%
装身具	73	16.7%
喫煙具	27	6.2%
仏具	13	3.0%
茶道具	86	19.7%
室内娯楽用具	12	2.8%
カットピース・端材、全形牙	20	4.6%
その他	25	5.7%
行っていない	220	

(無回答=19、有効回答=436 複数回答可)

図表 2-5 象牙製品等の卸売・小売の有無 (n=436 複数回答可)

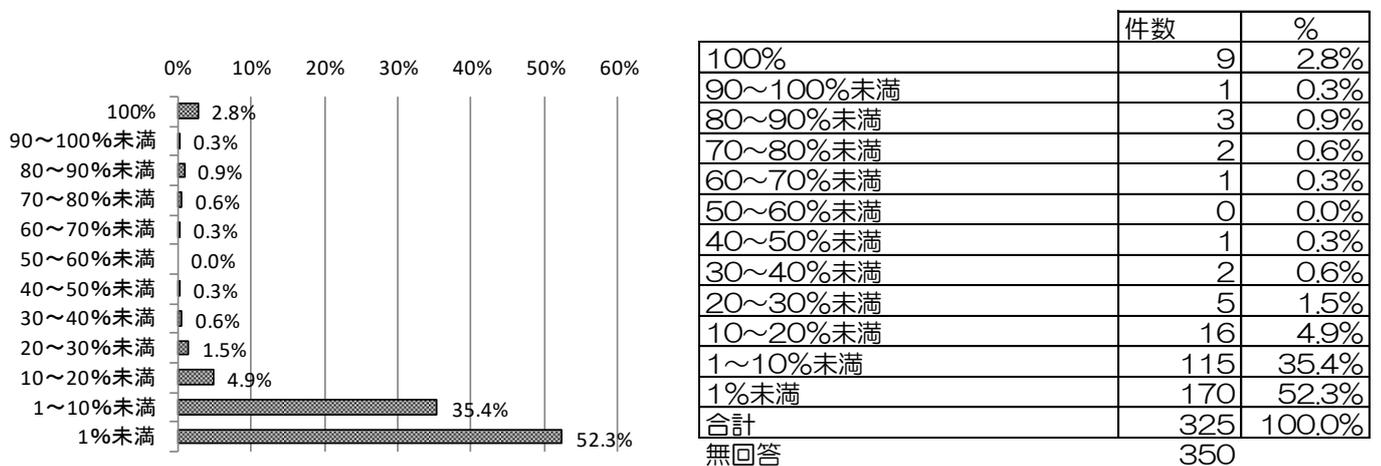
1-6 象牙製品等の年間売上金額

象牙製品等の年間売上で最も多かったのは、「売上なし」で51.4%、次いで「1万～10万円未満」で23.1%となった。



図表 2-6 象牙製品等の年間売上金額 (n=632)

また、事業全体の売り上げの内、象牙製品等が占める割合を見ると「1%未満」が52.3%、「1～10%未満」が35.4%と、10%未満の占める割合が全体の9割近くとなっていた。

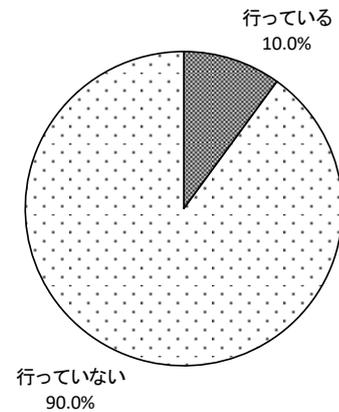


図表 2-7 事業全体の売上の象牙製品等が占める割合 (n=325)

1-7 インターネットによる象牙製品等の販売

インターネットによる象牙製品等の販売については、「行っている」が10.0%、「行っていない」が90.0%と、全体の9割が行っていなかった。

	件数	%
行っている	66	10.0%
行っていない	591	90.0%
合計	657	100.0%
無回答	18	

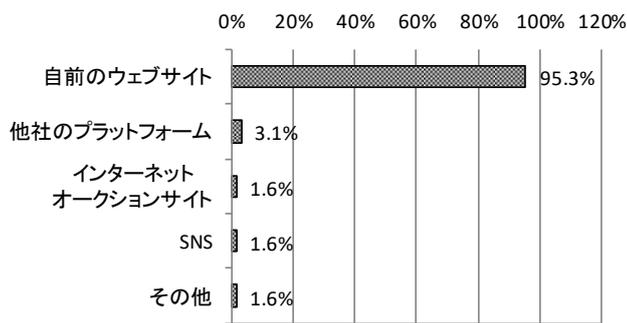


図表 2-8 インターネットによる象牙製品等の販売の有無 (n=657)

また、インターネットによる象牙製品等の販売方法で、最も多かったものは、「自前のウェブサイト」で95.3%、次いで「他社のプラットフォーム」が3.1%となった。

※プラットフォームとは、「ヤフーショッピング」「楽天市場」の様なオンラインモールや、「メルカリ」の様なオンラインフリーマーケット等を指す

※上記の大手事業者等は自主的に象牙の取扱を禁止しているので、それ以外のプラットフォームを利用している場合は、「他社のプラットフォーム」を選択



	件数	%
自前のウェブサイト	61	95.3%
他社のプラットフォーム	2	3.1%
インターネットオークションサイト	1	1.6%
SNS	1	1.6%
その他	1	1.6%

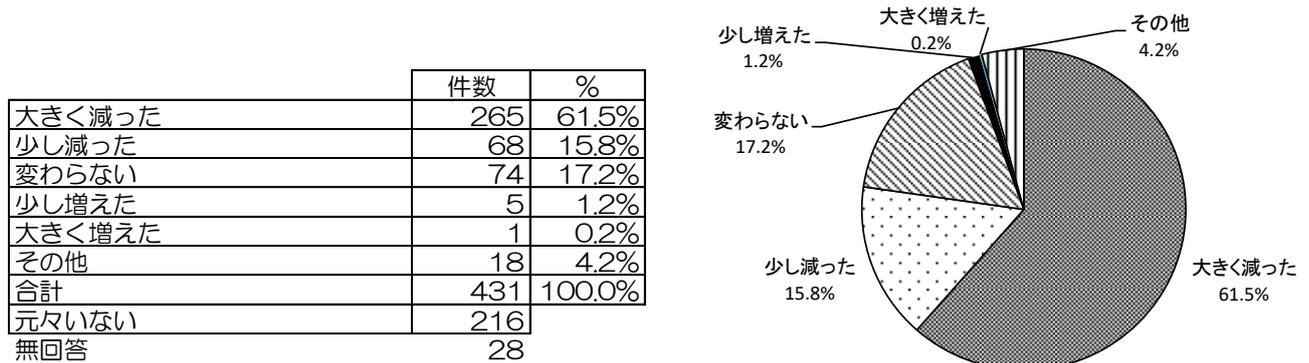
(無回答=2、有効回答=64 複数回答可)

図表 2-9 インターネットによる象牙製品等の販売方法 (n=64 複数回答可)

2) 象牙製品等の購入希望者（客）数について

2-1 象牙製品等の購入希望者（客）の10年前との比較

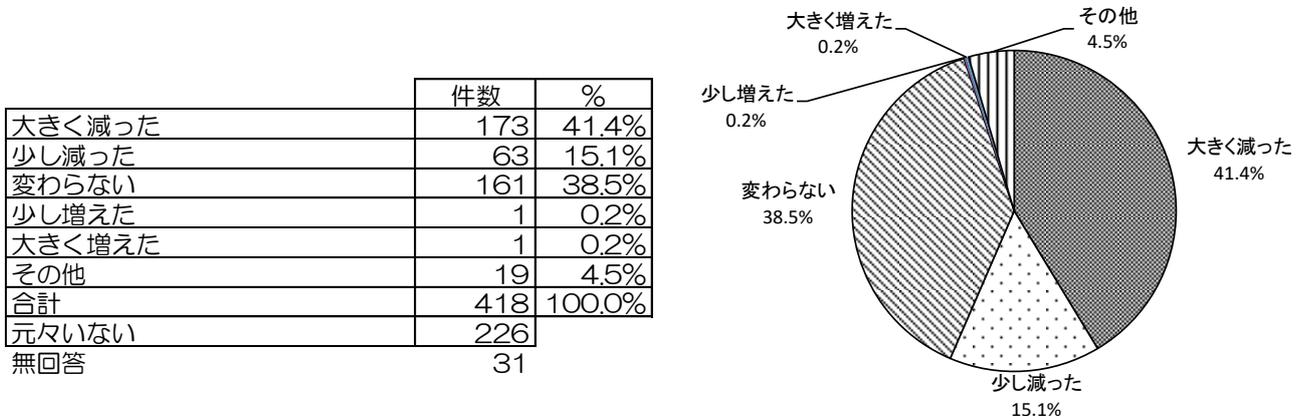
象牙製品等の購入希望者（客）を10年前と比較した場合、「大きく減った」が61.5%、次いで「変わらない」が17.2%だった。増減があった場合、その主な理由の記述内容を見ると、コロナの影響、印鑑の需要の減少、規制による取扱いの減少などの意見があった。



図表 2-10 象牙製品等の購入希望者(客)の10年前との比較(n=431)

2-2 象牙製品等の購入希望者（客）の新型コロナウイルス感染拡大の前（2年前）との比較

象牙製品等の購入希望者（客）を新型コロナウイルス感染拡大の前（2年前）と比較した場合、「大きく減った」が41.4%、次いで「変わらない」が38.5%だった。増減があった場合、その主な理由の記述内容を見ると、来店客・販売機会の減少、演奏会の減少、経済状況の悪化などの意見があった。



図表 2-11 象牙製品等の購入希望者(客)の2年前との比較(n=418)

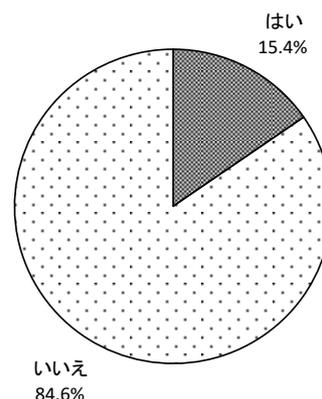
3) 東京都からの要請を受けての象牙製品等の販売について

※以下の質問は、東京都要請文(6月25日付)の到着日から9月5日(日)までの期間を対象としている

3-1 東京都からの要請を受けた後の象牙製品等の購入希望者の有無

東京都からの要請を受けた後の象牙製品等の購入希望者がいたかについては、「はい」が15.4%、「いいえ」が84.6%であった。

	件数	%
はい	101	15.4%
いいえ	554	84.6%
合計	655	100.0%
無回答	20	



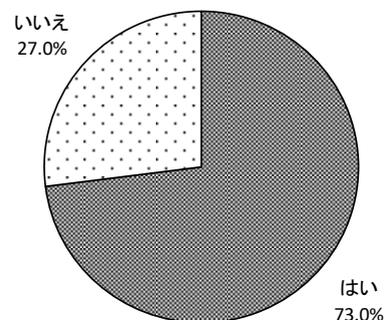
図表 2-12 東京都からの要請を受けた後の象牙製品等の購入希望者の有無 (n=655)

3-2 東京都からの要請を受けての販売の状況について

【販売の際の「違法に海外へ持ち出さないこと」の確認の有無】

東京都からの要請を受けた後に象牙製品等の購入希望者がいたと回答した101事業者のうち、販売の際に「違法に海外へ持ち出さないこと」を確認したかについては、「はい」が73.0%、「いいえ」が27.0%であった。確認しなかった場合の主な理由の記述内容をみると、常連客への販売で、利用目的を把握しているため、特別国際種事業者への販売のためなどの意見があった。

	件数	%
はい	73	73.0%
いいえ	27	27.0%
合計	100	100.0%
無回答	1	

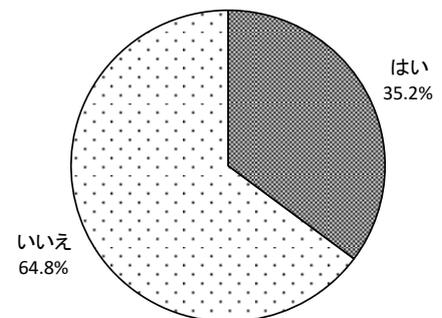


図表 2-13 販売の際の「違法に海外へ持ち出さないこと」の確認の有無 (n=100)

【意思確認に際して都の確認書様式使用の有無】

東京都からの要請を受けた後に象牙製品等の購入希望者がいたと回答した 101 事業者のうち、意思確認に際して、都の確認書様式を使用したかについては、「はい」が 35.2%、「いいえ」が 64.8%であった。使用しなかった場合の主な理由の記述内容をみると、口頭での確認で十分と考えたため、常連客への販売のため、別の様式で確認したためなどの意見があった。

	件数	%
はい	32	35.2%
いいえ	59	64.8%
合計	91	100.0%
無回答	10	

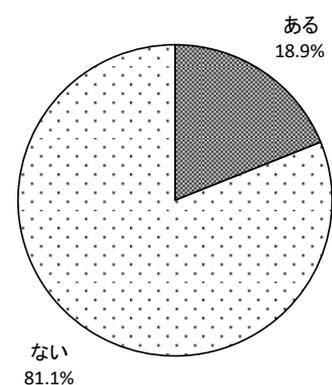


図表 2-14 意思確認に際して都の確認書様式使用の有無 (n91)

【海外持出のおそれがある等の理由での販売自粛の有無】

東京都からの要請を受けた後に象牙製品等の購入希望者がいたと回答した 101 事業者のうち、海外持出のおそれがある等の理由で、販売を自粛したことがあるかについては、「ある」が 18.9%、「ない」が 81.1%であった。販売を自粛した場合の主な理由の記述内容をみると、外国人の方からの購入希望だったため、海外持出の意思を確認したためなどの意見があった。

	件数	%
ある	18	18.9%
ない	77	81.1%
合計	95	100.0%
無回答	6	



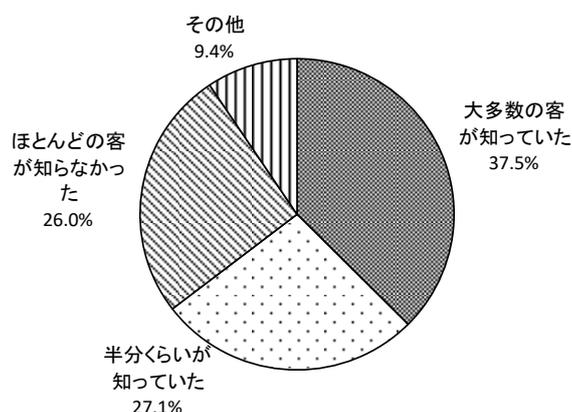
図表 2-15 海外持出のおそれがある等の理由での販売自粛の有無 (n=95)

3-3 購入希望者（客）の反応について

【「象牙の海外持出が禁止されている」ことの認識の有無】

東京都からの要請を受けた後に象牙製品等の購入希望者がいたと回答した 101 事業者のうち、購入希望者（客）が「象牙の海外持出が禁止されている」ことを知っていたかについては、「大多数の客が知っていた」が 37.5%、「半分くらいが知っていた」が 27.1%であった。

	件数	%
大多数の客が知っていた	36	37.5%
半分くらいが知っていた	26	27.1%
ほとんどの客が知らなかった	25	26.0%
その他	9	9.4%
合計	96	100.0%
無回答	5	

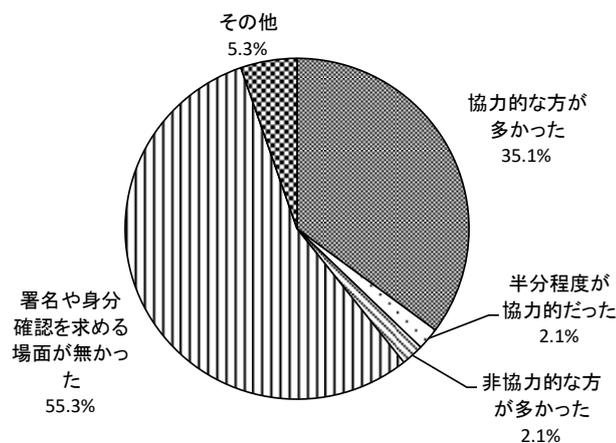


図表 2-16 「象牙の海外持出が禁止されている」ことの認識の有無 (n=96)

【署名や身分証確認に対する反応】

東京都からの要請を受けた後に象牙製品等の購入希望者がいたと回答した 101 事業者のうち、署名や身分証確認に対する購入者（客）の反応については、「署名や身分証確認を求める場面がなかった」が 55.3%であったが、それを除くと「協力的な方が多かった」との回答が大半を占めた。

	件数	%
協力的な方が多かった	33	35.1%
半分程度が協力的だった	2	2.1%
非協力的な方が多かった	2	2.1%
署名や身分証確認を求める場面がなかった	52	55.3%
その他	5	5.3%
合計	94	100.0%
無回答	7	

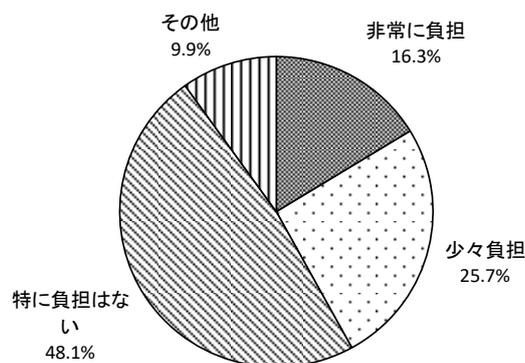


図表 2-17 署名や身分証確認に対する反応 (n=94)

3-4 確認書様式使用による販売側の負担感の有無

確認書様式の使用で販売側の負担感があるかについての回答は、「非常に負担」が16.3%、「少々負担」が25.7%に対し、「特に負担はない」が48.1%であった。負担と感じる点の主な記述内容を見ると、お客様へ手間を求めること、身分証確認や個人情報の取得、販売の度の書類記入などの意見があった。

	件数	%
非常に負担	100	16.3%
少々負担	158	25.7%
特に負担はない	296	48.1%
その他	61	9.9%
合計	615	100.0%
無回答	60	

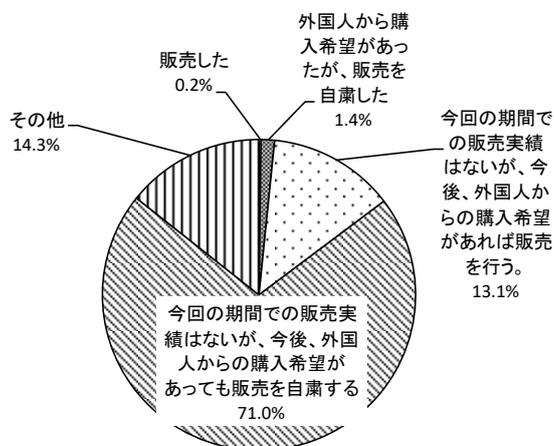


図表 2-18 確認書様式使用による販売側の負担感の有無 (n=615)

3-5 今回の期間中の外国人への販売（実績がない場合は今後の販売予定）の有無

今回の期間中に外国人への販売をおこなったか、期間中に実績がない場合は今後販売を行うつもりはあるかについての回答は、「販売した」、「販売を行う」が全体の13.3%なのに対し、「自粛した」、「自粛する」が72.4%であった。その他の記述内容をもても、販売しない、国内や日本人のみの販売との意見が多かった。

	件数	%
販売した	1	0.2%
外国人から購入希望があったが、販売を自粛した	9	1.4%
今回の期間での販売実績はないが、今後、外国人からの購入希望があれば販売を行う。	82	13.1%
今回の期間での販売実績はないが、今後、外国人からの購入希望があっても販売を自粛する	446	71.0%
その他	90	14.3%
合計	628	100.0%
無回答	47	

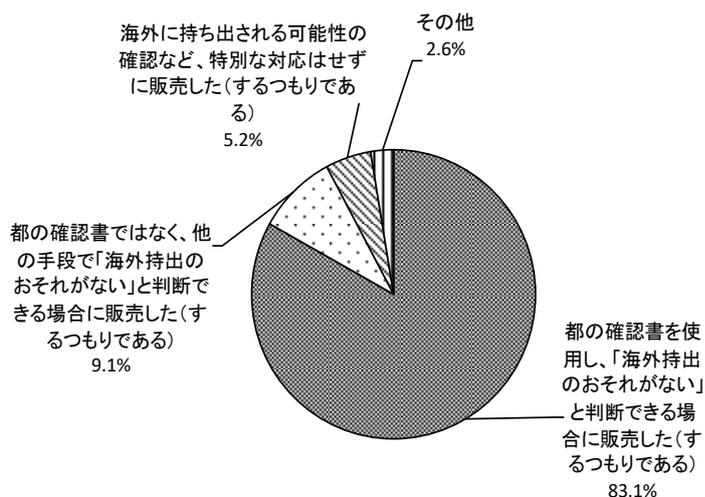


図表 2-19 今回の期間中の外国人への販売（実績がない場合は今後の販売予定）の有無 (n=628)

3-6 外国人へ販売した方、又は販売を行うつもりのある方のその際の対応

3-5で、期間中に外国人へ販売した、または今後販売を行うと回答した83事業者のうち、その際の対応について、「都の確認書を使用し、「海外持出のおそれがない」と判断できる場合に販売した(するつもりである)」が最も多く83.1%であった。一方で、「海外に持ち出される可能性の確認など、特別な対応はせずに販売した(するつもりである)」が5.2%あった。

	件数	%
都の確認書を使用し、「海外持出のおそれがない」と判断できる場合に販売した(するつもりである)	64	83.1%
都の確認書ではなく、他の手段で「海外持出のおそれがない」と判断できる場合に販売した(するつもりである)	7	9.1%
海外に持ち出される可能性の確認など、特別な対応はせずに販売した(するつもりである)	4	5.2%
その他	2	2.6%
合計	77	100.0%
無回答	6	

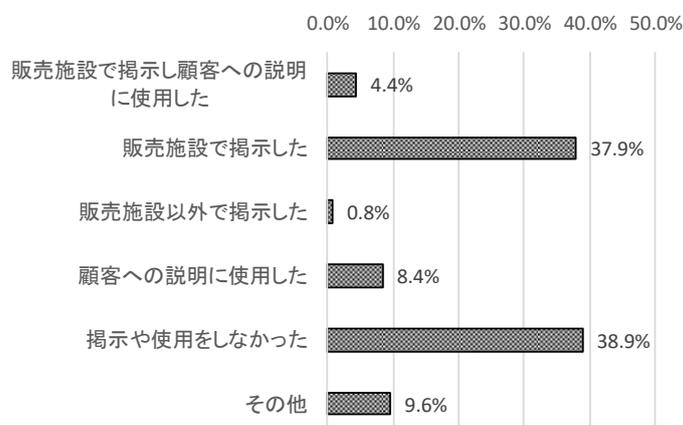


図表 2-20 外国人へ販売した方、又は販売を行うつもりのある方のその際の対応 (n=83)

3-7 都が送付したポスター・リーフレット・卓上ポップの活用の有無

都が送付したポスター・リーフレット・卓上ポップの活用について、「販売施設で掲示し顧客への説明に使用した」「販売施設で掲示した」「販売施設以外で掲示した」「顧客への説明に使用した」との回答の合計は51.5%、一方で「掲示や使用をしなかった」と回答した事業者は38.9%であった。

	件数	%
販売施設で掲示し顧客への説明に使用した	26	4.4%
販売施設で掲示した	225	37.9%
販売施設以外で掲示した	5	0.8%
顧客への説明に使用した	50	8.4%
掲示や使用をしなかった	231	38.9%
その他	57	9.6%
合計	594	100.0%
無回答	81	

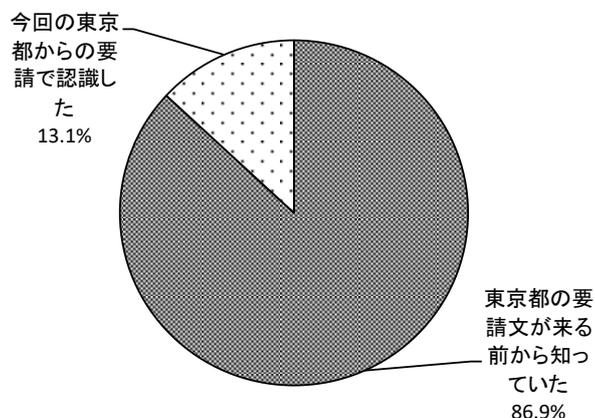


図表 2-21 都が送付したポスター・リーフレット・卓上ポップの活用の有無 (n=594)

3-8 象牙品等の海外持出原則禁止の認識の有無

象牙品等の海外持出が原則として禁止されていることを知っていたかについては、「東京都の要請文が来る前から知っていた」が86.9%と、全体の9割近くは認識していた。

	件数	%
東京都の要請文が来る前から知っていた	555	86.9%
今回の東京都からの要請で認識した	84	13.1%
合計	639	100.0%
無回答	36	



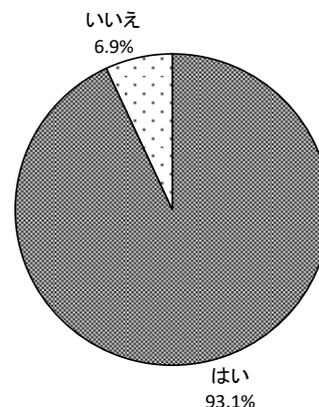
図表 2-22 象牙品等の海外持出原則禁止の認識の有無 (n=639)

3-9 今回の東京都の取組に対する意見

【要請に基づく事業者の対応の「象牙の海外持出防止」への効果の有無】

要請に基づく事業者の対応は「象牙の海外持出防止」に効果があると思うかについて、「はい」が93.1%、「いいえ」が6.9%であった。「いいえ」と答えた事業者の主な理由の記述内容をみると、既に理解・取組をしている、悪意のある人には効果がない、海外からの旅行者が少ない、期間の取組は効果がない、などの意見があった。

	件数	%
はい	555	93.1%
いいえ	41	6.9%
合計	596	100.0%
無回答	79	

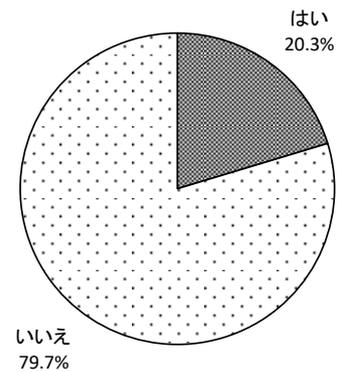


図表 2-23 要請に基づく事業者の対応の「象牙の海外持出防止」への効果の有無 (n=596)

【要請に基づく事業者の対応の「象牙の海外持出防止」への効果の有無】

「象牙製品の海外持出防止」を徹底するためには更なる対策が必要だと思うかについて、「はい」が20.3%、「いいえ」が79.7%であった。「はい」と答えた事業者の更なる対策の内容の記述をみると、水際対策やルールを守らない人への取締・罰則の強化、象牙取引の禁止、シリアルナンバーやICチップの導入、テレビ・ネットでの一般向け広告や事業者向け説明会による周知・情報発信の強化、ルールを守っている事業者のPR、今回の取組の継続などの意見があった。

	件数	%
はい	112	20.3%
いいえ	440	79.7%
合計	552	100.0%
無回答	123	



図表 2-24 要請に基づく事業者の対応の「象牙の海外持出防止」への効果の有無 (n=552)

4) 自由意見

【都からの要請について】

○ 全体について

- 新規に持ち込み・持ち出される象牙については、強い対策が必要だと思うが、既に国内で流通している象牙に関しては、毎年経済産業省に報告を出しているのもこれ以上の対策は無意味だと思う。
- 持ち出し禁止より、問題は乱獲なので、そちらに目を向ける事に注力して頂きたい。
- 東京だけやっています感を出しているように感じる。やるなら国のルール化をしてほしい。
- 経産省・環境省が行っていることに遵守しているので、首都であっても自治体独自の政策は不要だと思う。
- 経済産業省などの国と地方自治体で連携すべき事のように思う。
- 日本人だけがルールを守っている現状では東京都の取組は無駄だと思う。
- 普通にルールを守って事業をしているのに負担をかけられて、憤りを感じている。
- 新しいものは扱わないが、江戸、明治の根付、などあつかえなくなる。やりすぎだと思う。
- 今の状況(コロナ)では、当面急いでやる必要はないような感じもする。
- 趣味で数年に1・2個くらいの頻度で根付を作っている程度でも、大規模事業者と同様に、特別国際種事業者として一括りにアンケートに答えることに少々疑問を感じた。
- 販売する側ともう少し議論する場が欲しい。
- 都の取組には感謝。この取組は事業者側の徹底した対策が守られる事が大切だと思う。
- 都の要請が事業者にしっかり行き渡っていると思う。
- 今後も取組を継続してほしい。
- 全面禁止の現在、必要な事だと思う。
- これからもいろいろ提案などして頂ければ参考にしながら考えていきたい。

○ 確認書様式について

- 購入者の署名をもらう辺りに、「身分証明証を提示して下さい」と、外国語で記載してあるとよい。
- 記入が直ぐに終わるよう簡素化してほしい。
- 個人情報の確認を販売店がおこなう法的根拠を書面に表記していただきたい。
- お客様の個人情報を持つことが負担
- お客様にサインをもらう等、国全体ならともかく、何故東京だけか疑問、クレームになりかねる。
- 度々購入される顧客に対し、その都度の署名は顧客に不快感を与える。東京都に限った要請は不平等、全国一律の実施でなければ意味がない。
- お客様に犯罪をしないように疑って誓約書のような形で書いていただく事は出来ない。売る側の負担や行為は増えても仕事なのでかまわない。
- 個人のプライバシーとの関係で、お客様になかなか質問等がしづらい。

- 売る際に、署名するのなら買わないという方は多い。この厳しい状況の中、せっかくの貴重な販売機会を逃すことになる。そもそも一般的に物を買う場合に、署名をしなければ買えないというケースはあまり思い浮かばない。
- お客様の国籍まで（見た目で）確認するのは不可能に近い。
- 象牙の置物、印鑑などを製造や販売している所は確認書署名は必要かもしれないが、作品のお供（軸先、茶入蓋など）や古い物なども、ひとくくりには疑問がある。
- 「確認書」および本人確認書類の保管にかかる手間がデメリットであるが、購入者にはそれほど負担ではなく、事業者側の免責につながると共に、本人確認がされることによる持出防止の実効性も高まるとは思う。
- 調査票の内容はやむを得ないと思う。
- 「象牙製品等の取引確認書」等を活用し、趣旨を踏まえ、顧客に対し、モラルと誠意をもって、取組み継続(日々)することが必要。(日本人に対しても同様)

【普及啓発・情報発信について】

- 東京都 HP にて YouTube、議事録を拝見した。都の取組とワシントン条約の概要を組み合わせ、海外持出が原則禁止とされている動画を載せる事はできないか。顧客には象牙製品を持っている方も多く、海外持出の原則禁止を知らない方は多くいると感じる。
- もっと一般に周知するような、広告を、メディアを使って行って欲しい。(現在、ほとんどの方が知らない)
- HP にのせるロゴなど、東京都もしくは国の共通デザインマークなどあるとよい。今は文章で載せているだけなので、読まない人が多いと思う。実際持ち出すのはプロの犯罪組織だと思うので、個人客へのアピールは、ポスター掲示やリーフレットを渡すなどでいいのではないかと思う。
- ポスターやチラシなど使う意味あるのだろうか。必要な人だけでよい。
- ステッカーを作成して店頭に貼り付けできるようにして欲しい。
- 象牙の購入が悪いことではなく、適性に管理されている登録業者から購入することを強調してほしい。
- 出国時に没収されると解れば購入する人は減ると思う。より周知される事が良いと思う。
- 入国管理局や税関で外国人に対して繰り返し訴えるようにしてはどうか。

【法制度について】

○ 全体について

- 市場取引を規制する前に、出入国時の税関手続きでの取り締まりを強化すべきである。
- 一応登録してお金も払っているが、日本での象牙印章の取り扱い自体を禁止してほしい。需要があると感じられない。
- 外国人の取締りをしない限り無駄。外国人がルールを守らなくても日本国の責任としか国際社会は見てくれない。ルールを守らずとも儲かる人がいると、誰もルールを守らなくなる。
- 小売店を対象とするのではなく、大きな取引を対象にするべき。
- 製品化されてから既に何 10 年も経っているものを規制する理由がわからない。

- 新たに製品を作る事にきびしくするのは良いが既存の茶入のふたや軸端など伝統的に使われてきたものは別扱いにしてほしい。
- そもそも象牙取引の規制は違法狩猟の根絶が目的だと思うので、正規に扱われる象牙に対して極札を付与するようにして違法品が市場に出回らないようにするほうが良い。
- 科学的根拠に基づいた正しい情報を元に議論と判断をしてほしい。南部アフリカでは、ゾウの害獣被害で人々が困っている。日本の象牙需要がゾウ密猟と直接関係があるのか。日本の国内象牙市場を閉鎖することが、本当にゾウの保全や地域住民にとって良いことなのか。
- 厳しすぎる。我々小売店は(きちんと)とした卸屋さんから印材を正規に買入しシールもつけて印を彫り販売している。何も悪い事はできないしする訳もない。
- 象牙の密猟に対して最大の処罰を与え、取引は常に国を通すこと等を大々的にやることで、悪の元を正せないだろうか。厳しくしすぎてレア感を強く増長させている気がする。
- より「国内の象牙は安全に取引をしている」と思われるようにしてほしい。「象を殺して取ってきているのか」と思われる時があるので。
- 事業者の立場に立っていると思えない。取扱いをやめたいと思っても在庫をどうするのか。都で買い取ってくれるのか。
- 象牙の国内在庫分は有効利用の方向でお願いしたい。当店で改刻(彫り直し)が多いので象牙は貴重品として扱っている。

○ 特別国際種事業者登録について

- 事業者登録の管轄が自然環境研究センターになり、新規に登録する事になったが、登録料等が高額で、象牙の売上がほとんどない現在の状況では負担が大きい。
- 脱ハンコ社会・コロナ禍で精神状態も不安定になり経営状況も大変厳しい中、これまでは無かった特別国際種事業者登録更新手数料を課されたことは大変酷だった。今後の見通しもなく時代の波にも乗れないため、長年続いてきた当店も静かに消えていくのかなさそう。
- 特別国際種事業者の情報を店内に掲示しているが店舗の住所ではなく、事業者本人の自宅住所であることはおかしい。不特定多数の第三者に個人情報の住所を開示しており危険。掲示する住所は実際に象牙を扱っている場所にすべきである。法規の改正を要望する。

○ 文化・伝統について

- 種の保存は大事なことだが、象牙の文化が失われてしまうのは残念に思う。紛争フリーダイヤモンドのように、流通プロセスをしっかりと管理して象牙文化が継続できればいいのと思う。
- 個人的趣味での象牙品目については規制を厳しくする事が求められるが、文化財での使用においては後世に文化を伝えるという意味もあるため、画一的に規制を行うべきではない。日本文化を継承するという観点で適切な管理を実施しているモデルを実現頂き、「CITES」に対してしっかりと主張してもらいたい事を望む。
- 伝統品の中で象牙でなければならない品物が多く有り、特例の法律作りを御願い申し上げる。古美術などの文化財に付属した物(象牙の蓋や軸先など)と、現代の嗜好品として作られた製品とを同列に扱わないでほしい。今のままでは、古美術品に小さな象牙部品が付いているだけで、欲しがらなくなる。文化財継承という観点から考えるとマイナスである。

- 新しい象牙に関して取引禁止はわかるが、象牙が一部分に使われている古美術品など含めてなんでも禁止では、日本文化の素晴らしさなどは発信できない。
- 古典芸能等に関する楽器は付属品としての海外持出し、帰国時等に関して象牙製品のパスポート的なものがあると良いと思う。

【事業者について】

○ 取組状況について

- ワシントン条約に抵触する品目は全て注意し、それぞれが意識して取組ことが肝要。
- 象牙の取引を全て法律で禁止すべき。やめたいが本部が許さない。
- 当業界のように組織がしっかりしている場合、折にふれて注意喚起が行われているが、そうでない場合には非常に甘い状態ではないかと思う。それぞれの業界組織を通しての注意喚起がたゆまずに必要と思う。
- 少なくとも当店では、日本人の方が注文に来店しても彫る名前が外国の方の場合は販売しない。説明をして納得していただき別の印材にして頂いている。各店の意識の問題と、アルバイトが接客する場合(店)には必要な指導をすべきかと思う。
- 象牙を材料とした調度品を制作する作家などが集まり構成する協会などでも象牙の使用については注意が必要である事を周知している。
- 個人使用と思われる時以外は、注意している。大量に購入される以外は、都から送ってもらった卓上 PoP を見てもらっている。
- 当店ではかねてより外国人への象牙印の販売を自粛している。しかしながら、この事が人種差別的な問題になりはしないかといささか心配している。
- 持ち込まれる象牙製品は、アクセサリー、茶杓位しか該当しない。市場等では購入しないようにしている。昔からの在庫のために取扱い業者の申請はしてあるが、将来的には在庫品を処分して、返上したいと思っている。

○ 経営状況／営業実態について

- コロナになって以降ほとんど営業していない。
- 象牙製品が小売などでお客が買わず品物が売れず。事業者は死活問題である。
- 牙(印章)が一番要になっていたのに販売が出来なくなるので廃業に追いやられる。
- 特に楽器業界は象牙に限らず本体や付属品についても売上が半減している。都からの援助をいただくと助かる。
- 現在高齢にて数年前より仕事はしていない。若い人達が育っていない。環境問題等にて、生業として成り立たず、日本の文化が無くなる、残念。
- 茶道具を扱っている。1番身近なものは茶入の蓋だが、近年稽古用はベークライトに変わっている。
- 認知されているようで欲しいという方もいない。手続きが面倒であること、もともと商売上象牙の品の売買はあまりしておらず、影響はない。

3. (参考資料) アンケート調査票

特別国際種事業者への象牙取引に関するアンケート

※ 本アンケートは、当方からアンケート用紙を送付した個々の施設ごとにお答えください。

I 事業の状況について

問 1 現在の主な業態(象牙に限らず利益や売上高が最も大きいもの)はどれにあてはまりますか？(一つに○)

- | | | | |
|------------------|-------|--------------------|-----------|
| 1 製造業(製造して卸を含む)※ | 2 卸売業 | 3 小売業(製造して同じ場所で小売) | |
| 4 小売業(製造なし) | 5 質屋 | 6 オークション | 7 美術館・博物館 |
| 8 その他() | | | |

※製造して、店舗を介さず、通信販売等により直接消費者へ販売している場合は、「1 製造業」を選択してください。

問 2 製造業・卸売業・小売業の場合、主な取扱商品はどれにあてはまりますか？(一つに○)

- | | | | | |
|----------------------|-----------|-----------------|-------------|----------|
| 1 印章 | 2 文房具 | 3 装身具・装飾品・ジュエリー | 4 楽器(部品・材料) | |
| 5 調度品 | 6 美術品・骨董品 | 7 中古品(美術・骨董除く) | | |
| 8 各種商品(主たる商品が判別できない) | | | | 9 その他() |

問 3 施設の所在区市町村をご記入ください。 [区・市・町・村]

問 4 象牙・象牙製品(以下「象牙製品等」という)の取扱いについてお聞きします。(一つに○)

- | |
|-------------------------------|
| 1 取扱いを行っている |
| 2 事業者登録はしているが、基本的に取り扱いは行っていない |
| 3 その他() |

問 5 以下の象牙製品等について、製造・加工を行っていますか？(あてはまるもの全てに○)

※問 5、問 6 の象牙製品の種別については「参考資料別紙①」をご参照ください。

- | | | | | | |
|--------------|-------|-----------|--------|-----------|--------|
| 1 印章 | 2 調度品 | 3 文房具 | 4 楽器 | 5 食卓用品 | 6 日用雑貨 |
| 7 装身具 | 8 喫煙具 | 9 仏具 | 10 茶道具 | 11 室内娯楽用具 | |
| 12 カットピース・端材 | | 13 行っていない | | 14 その他() | |

問 6 以下の象牙製品等について、卸売・小売を行っていますか？(あてはまるもの全てに○)

- | | | | | | |
|------------------|-------|-----------|--------|-----------|--------|
| 1 印章 | 2 調度品 | 3 文房具 | 4 楽器 | 5 食卓用品 | 6 日用雑貨 |
| 7 装身具 | 8 喫煙具 | 9 仏具 | 10 茶道具 | 11 室内娯楽用具 | |
| 12 カットピース・端材、全形牙 | | 13 行っていない | | 14 その他() | |

問7 象牙製品等の年間の売上金額についてお答えください。(一つに○)

- | | | | |
|--------------|---------------|----------------|-------------|
| 1 売上なし | 2 1万円未満 | 3 1万～10万円未満 | 4 10～50万円未満 |
| 5 50～100万円未満 | 6 100～500万円未満 | 7 500～1000万円未満 | 8 1000万円以上 |

◇事業全体の売上のうち、象牙製品等が占める割合 [約 %]

問8 インターネットによる象牙製品等の販売は行っていますか？

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 行っている →問8-1へ | 2 行っていない →問9へ |
|----------------|---------------|

問8-1

◇象牙製品等の年間売上に占めるインターネット販売の売上の割合 [約 %]

◇どのような方法で販売していますか？(あてはまるもの全てに○)

- | | | |
|---|----------------|--------------------|
| 1 自前のウェブサイト | 2 他社のプラットフォーム※ | 3 インターネットオークションサイト |
| 4 SNS(Twitter, Instagram, Facebook, LINE 等) | 5 その他() | |

※プラットフォームとは、「ヤフーショッピング」「楽天市場」の様なオンラインモールや、「メルカリ」の様なオンラインフリーマーケット等を指します。(左記の大手事業者等は自主的に象牙の取扱を禁止していますので、それ以外のプラットフォームを利用している場合には、「2」を選択してください。)

II 象牙製品等の購入希望者(客)数について

問9 10年前と比べ、象牙製品等の購入希望者(客)の増減はありましたか？

- | | | | |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 大きく減った | 2 少し減った | 3 変わらない | 4 少し増えた |
| 5 大きく増えた | 6 元々いない | 7 その他() | |

◇増減があった場合、その主な理由は何だと思えますか？

[]

問10 新型コロナウイルス感染拡大の前(2年前)と比べ、象牙製品等の購入希望者(客)の増減はありましたか？

- | | | | |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 大きく減った | 2 少し減った | 3 変わらない | 4 少し増えた |
| 5 大きく増えた | 6 元々いない | 7 その他() | |

◇増減があった場合、その主な理由は何だと思えますか？

[]

III 東京都からの要請を受けての象牙製品等の販売について

※以下の質問は、東京都要請文(6月25日付)の到着日から9月5日(日)までの期間を対象としてお答えください。

問11 東京都からの要請を受けた後、象牙製品等の購入希望者はいましたか？

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 はい → 問12へ | 2 いいえ → 問15へ |
|-------------|--------------|

問 12 東京都からの要請を受けての販売の状況についてお答えください。

◇販売の際に、「違法に海外へ持ち出さないこと」を確認しましたか？〔1 はい 2 いいえ〕

「いいえ」と答えた方にお伺いします。確認しなかった主な理由は何ですか？

〔
〕

※例:「常連客への販売で、利用目的を把握しているため」

◇意思確認に際して、都の確認書様式を使用しましたか？〔1 はい 2 いいえ〕

「いいえ」と答えた方にお伺いします。使用しなかった主な理由は何ですか？

〔
〕

※例:「既に活用している別の様式があるため」、「口頭での確認で十分と考えたため」

◇海外持出のおそれがある等の理由で、販売を自粛したことがありますか？〔1 ある 2 ない〕

「ある」と答えた方にお伺いします。販売を自粛した主な理由は何ですか？

〔
〕

※例:「意思確認ができなかったため」「訪日外国人であったため」

購入希望者(客)の反応について、お答えください。

問 13 「象牙の海外持出が原則禁止されている」ことを知っていましたか？(一つに○)

- | | | |
|---------------|---------------|-----------------|
| 1 大多数の客が知っていた | 2 半分くらいが知っていた | 3 ほとんどの客が知らなかった |
| 4 その他() | | |

問 14 署名や身分証確認に対する反応はいかがでしたか？(一つに○)

- | | | |
|----------------------|---------------|---------------|
| 1 協力的な方が多かった | 2 半分程度が協力的だった | 3 非協力的な方が多かった |
| 4 署名や身分確認を求める場面が無かった | 5 その他() | |

都の確認書様式の使用について、お答えください。

問 15 確認書様式の使用について、販売側の負担感がありますか？(一つに○)

- | | | |
|----------|--------|------------|
| 1 非常に負担 | 2 少々負担 | 3 特に負担感はない |
| 4 その他() | | |

◇負担感がある場合、どのような点が負担と感じますか？

〔
〕

問 16 都の確認書様式についてのご意見がありましたらご記入ください。

問 17 今回の期間中に外国人への販売を行いましたか。期間中の販売実績がない場合は、今後販売を行うつもりはありますか。(一つに○)

- | |
|---|
| 1 販売した。 |
| 2 外国人から購入希望があったが、販売を自粛した。 |
| 3 今回の期間での販売実績はないが、今後、外国人からの購入希望があれば販売を行う。 |
| 4 今回の期間での販売実績はないが、今後、外国人から購入希望があっても販売を自粛する。 |
| 5 その他() |

問 18 外国人へ販売した方、又は販売を行うつもりのある方は、その際の対応についてお答えください。(一つに〇)

- | |
|--|
| 1 都の確認書を使用し、「海外持出のおそれがない」と判断できる場合に販売した(するつもりである)。 |
| 2 都の確認書ではなく、他の手段で「海外持出のおそれがない」と判断できる場合に販売した(するつもりである)。
〔他の手段の内: 〕 |
| 3 海外に持ち出される可能性の確認など、特別な対応はせずに販売した(するつもりである)。 |
| 4 その他() |

問 19 都が送付したポスター・リーフレット・卓上ポップの活用についてお答えください。

(あてはまるもの全てに〇)

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1 販売施設で掲示した | 2 販売施設以外で掲示した | 3 顧客への説明に使用した |
| 4 掲示や使用をしなかった | 5 その他() | |

問 20 象牙製品等の海外持出が原則として禁止されていることを知っていましたか？

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1 東京都の要請文が来る前から知っていた。 | 2 今回の東京都からの要請で認識した。 |
|-----------------------|---------------------|

問 21 今回の東京都の取組に対するご意見をお聞かせください。

◇要請に基づく事業者の対応は、「象牙の海外持出防止」に効果があると思う。〔1 はい 2 いいえ〕
「いいえ」と答えた方にお伺いします。その主な理由は何ですか？
〔 〕

◇「象牙製品の海外持出防止」を徹底するためには更なる対策が必要だと思う。〔1 はい 2 いいえ〕
「はい」と答えた方にお伺いします。どのような更なる対策が必要だと思えますか？
〔 〕

問 22 今回の東京都の取組に対するご意見や、象牙取引に関する国や東京都へのご要望など、どのようなことでも結構ですので、ご自由にご記入ください。

--